国民健康保険と 後期高齢者医療制度

保険年金課

国民健康保険について = 23292147 後期高齢者医療制度について = ☎202184

マイナンバーカードが被保険者証として利用できます。詳細は4ページをご覧ください。

国民健康保険

新しい被保険者証の発送

7月中に郵送します。

※現在お使いの被保険者証は8月1日火以降は使 えなくなりますのでご注意ください。

国民健康保険税の納付方法などのお知らせは、 7ページをご覧ください。

70歳以上75歳未満の方は…

7月中に被保険者証と高齢者受給者証が一体と なった被保険者証兼高齢受給者証を郵送します。 ※今後新たに70歳になる方には、70歳の誕生月 (1日生まれの方は前月)の中旬に郵送します。

自己負担の割合 昨年中の所得などの判定で2割または3割

保険税の滞納がある世帯

有効期間が3カ月または6カ月間の短期被保険 者証を交付します。特別な事情なく1年以上滞納 している世帯は、いったん医療費の全額を医療機 関に支払う**被保険者資格証明書**を交付します。

※18歳以下の被保険者には、滞納している世帯 であっても一般の被保険者証を交付します。

保険税の納付については納税課(本庁舎2階・

☎202125) へ相談してください。

■後期高齢者医療制度

対 象 者

75歳以上の方と、一定の障がいがあると認定 された65歳以上75歳未満の方

新しい被保険者証の発送

7月下旬に郵送します。

※現在お使いの被保険者証は8月1日火以降は使 えなくなりますのでご注意ください。

自己負担の割合

昨年中の所得による判定で1、2、3割のいずれか

⇒2割の方には負担を抑える配慮措置があります

7年9月30日までの間、1カ月の外来医療の窓 口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000 円までに抑えます(入院医療費を除く)。

後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料 額 の 決 定 通 知 書

今年度の保険料額の決定通知 書を7月中旬に郵送します。 ※前年度と納付方法が異なる場

合があります。

▶年金から直接納める方と 口座振替の方

徴収通知書を送付しますの で、内容をご確認ください。

▶納付書で納める方

納入通知書を送付します。金 融機関または公民館(織姫・助戸 を除く)で納めてください。

保険料率

均等割額 43,200円 所得割率 8.54%

賦課限度額

66万円

税

子育

募

康

施

設

保険料の軽減措置

元被扶養者の軽減措置

均等割額…5割(加入後2年間)

所得割額…負担なし

【右表】給与所得者等の数とは次のいずれかを満たす者の合計数。いない場合は1。

- ・給与収入額が55万円を超える方
- ・公的年金等の収入額が、65歳未満で60万円 を超える方、65歳以上で125万円を超える方

▶低所得者の保険料軽減措置

均等割額7割軽減	【基礎控除額(43万円)+10万円×(給与 所得者等の数-1)】を超えない世帯
均等割額5割軽減	【基礎控除額(43万円)+10万円×(給与 所得者等の数-1)+29万円×被保険 者数】を超えない世帯
均等割額2割軽減	【基礎控除額(43万円)+10万円×(給与 所得者等の数-1)+53.5万円×被保 険者数】を超えない世帯

病院などでの支払いが限度額までになる認定証

高額療養費制度と認定証

病院の窓口などで支払った1カ月分の医療費が 高額になった場合、一定金額(自己負担限度額)を 超えた分が申請により後日払い戻されます。

ただし、『限度額適用認定証』をあらかじめ病

院などの窓口に提示すると、**支払いが自己負担限 度額までで済む**ようになりますので、**医療費が高額になりそうな方は、事前に申請**してください。

者 対 象 国民健康保険加入者 後期高齢者医療制度加入者 70歳~74歳 自己負担割合が 3割で 市民税 自己負担割合が 70歳未満 それ以外 課税所得が 3割で 非課税世帯 で保険証が 市民税 145万円以上 課税所得が それ以外 一般証 690万円未満 非課税世帯 145万円以上 690万円未満 限度額適用認定証を申請 限度額適用認定証を申請 お手元の被保険者証が認定証を兼ねる(申請は不要)

市民税非課税世帯の方は…申請により、病院などの窓口での支払いや入院時の食事代を減額する『限度額適用・標準負担額減額認定証』が交付されますので、同課にお問い合わせください。

※70歳未満で保険証が**短期証の場合**、限度額適用認定証は交付できませんが、**高額療養資金貸付制度** を利用できます。条件がありますので、まずは同課へご相談ください。

申 請 方 法

国民健康保険加入者

申請者の身分証明書、対象者の被保険者証、マイナンバーが分かるものを持って同課(本庁舎 1階14番窓口)

※すでに認定証の交付を受けている方の有効期限は7月31日側です。8月以降も必要な方は、7月11日似から手続きができます。

後期高齢者医療制度加入者

対象者の被保険者証、マイナンバーがわかるものを持って同課(本庁舎1階13番窓口)または各公民館(織姫・助戸を除く)

※すでに認定証の交付を受けている方で、今年度 も対象となる方には、被保険者証に認定証を同封 して郵送します。